

2016 年度「人材発掘」入試
法学既修者認定試験

民 事 訴 訟 法

(問 題)

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（60点）

Xは、Yに対し、500万円を貸し付けたが返済がないと主張して、Yを被告として貸金返還請求訴訟を提起した。これに対し、Yは、X主張の金銭貸付けの事実は認めたものの、既に弁済期までに弁済したと主張し、Xは、弁済の事実はないとしてこれを否認した。以上の各事実は、第1回口頭弁論期日においてX Y双方から陳述され、その後の弁論準備手続では、Yの弁済の有無についての争点整理が行われ、その終了後の口頭弁論期日で証拠調べが行われた。そして、証拠調べが終了し、裁判所が弁論を終結しようとしたところ、Yは、「Xから500万円を受け取ったことはあるが、これは貸金ではなく、この時期にYがXのことをいろいろ世話したことに対する贈与の趣旨で受け取ったものである。したがって、第1回口頭弁論期日でした、貸付けの事実は認めるとの陳述は撤回する。」と主張した。これに対し、Xは、この段階で主張を変更する理由を問い質したが、Yはあいまいな回答をするのみであった。

この場合、Yのかかる主張は時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきか。また、却下されないとした場合、その後の口頭弁論で、Yはどのような事実を主張立証すべきことになるか、理由を付して論じなさい。

〔以下余白〕

